

政省令等改正（2013年10月15日施行予定）の概要

平成25年9月
 経済産業省貿易管理部
 安全保障貿易管理課

I. 改正趣旨

大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合【参考1】において輸出規制すべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、これを外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）25条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物については、これを外為法48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下、「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制の対象としている。【参考2】

各レジームにおける今般の合意を受けて、輸出令及び関連省令・告示・通達の改正を行うことにより、輸出規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除し、併せて、その他所要の改正を行う。（リスト改正）

また、本年は、現下の国際情勢等を鑑み、輸出貿易管理制度をより実効的なものとするため、通常兵器に係るキャッチオール規制の対象品目の拡大（34品目→全品目¹）を図る改正を行う。

なお、本政省令等改正の施行日は平成25年10月15日を予定としている。

【参考1】国際輸出管理レジームの概要

| | |
|------|---|
| NSG | 「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。 |
| AG | 「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は41か国。 |
| MTCR | 「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は34か国。 |

¹ ただし、食品・木材等を除く。

| | |
|----|---|
| WA | 「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は41か国。 |
|----|---|

【参考2】関係法令及び略称

【法律】

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）：**外為法**

【政令】

○ 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）：**輸出令**

○ 外国為替令（昭和55年政令第260号）：**外為令**

【省令】

● 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）：**貨物等省令**

● 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）：**貿易外省令**

● 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）：**核兵器等開発等省令**

● 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号）：**通常兵器開発等省令**

【告示】

➤ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合：**核兵器等開発等告示**

➤ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等：**文書等告示**

➤ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合：**通常兵器開発等告示**

➤ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物：**使用技術告示**

【通達】

- ◇ 輸出貿易管理令の運用について : **運用通達**
- ◇ 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について : **役務通達**
- ◇ 包括許可取引要領 : **包括要領**
- ◇ 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について : **キャッチオール規制通達**
- ◇ 「外国ユーザーリスト」について : **外国ユーザーリスト**
- ◇ 外国為替及び外国貿易法第二十五条第四項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について : **仲介貿易運用通達**
- ◇ 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について : **提出書類通達**
- ◇ 直線軸位置決め精度の申告値について : **申告値通達**

II 改正内容

(1) リスト規制関係の改正

武器関連（1項関係）

- 軍用人工衛星等を規制対象に追加
WA合意において、軍用人工衛星又はその部分品が規制対象に追加されたため、新たに規制対象として追加する改正を行う。
 - 輸出令別表第一の1の項（17）の追加【政令】

原子力関連（2項関係）

- 核原料物質の解釈規定の精緻化
核原料物質に係る解釈規定にて引用している「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の条項が改正されたため、引用条項の精緻化を行う。
 - 運用通達の2の項【通達】
- 原子炉の部分品、附属装置の解釈規定の改正
NSG合意において、原子炉の部分品、附属装置の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 運用通達の2の項【通達】
- リチウムの同位元素の分離用の装置の解釈規定の改正
NSG合意において、リチウムの同位元素の分離用の装置の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 運用通達の2の項【通達】
- ウラン等の同位元素の分離用の装置の附属装置、部分品の解釈規定の改正
NSG合意において、ウラン等の同位元素の分離用の装置の附属装置、部分品の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 運用通達の2の項【通達】

- 人造黒鉛の仕様に係る規定の改正
NSG合意において、人造黒鉛の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第4号の改正【省令】

- 周波数変換器の仕様及び周波数変換器に係る技術の仕様に係る規定の改正
NSG合意において、周波数変換器の規制対象範囲を定める仕様及び周波数変換器に係る技術の仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第8号、第15条第1項の改正【省令】
 - 運用通達2の項【通達】

- 重水素等の製造装置の仕様に係る規定の改正
NSG合意において、重水素等の製造装置の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第10号の改正【省令】
 - 運用通達2の項【通達】

- ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料の仕様に係る規定の改正
NSG合意において、ガス遠心分離器のロータに用いられる構造材料の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第22号の改正【省令】
 - 運用通達2の項【通達】

- フィラメントワインディング装置の仕様に係る規定の改正
NSG合意において、フィラメントワインディング装置の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第35号の改正【省令】

- レーザー発振器の仕様に係る規定の改正
NSG合意において、レーザー発振器の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第36号の改正【省令】
 - 運用通達2の項【通達】

- 質量分析計の仕様に係る規定の改正
NSG合意において、質量分析計の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第37号の改正【省令】

- 圧力計の仕様に係る規定の改正
NSG合意において、圧力計の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第1条第38号の改正【省令】
 - 運用通達2の項【通達】

- スクロール型圧縮機等を規制対象に追加
NSG合意において、スクロール型圧縮機やスクロール型真空ポンプが規制対象に追加されたため、新たに規制対象として追加する改正を行う。
 - 輸出令別表第一の2の項（35の2）の追加【政令】
 - 貨物等省令第1条第40号の2の追加【省令】
 - 運用通達2の項【通達】

化学・生物兵器関連（3項、3の2項関係）

- 生物剤の具体名に関する規定の改正
AG合意において、複数の生物剤が新たに規制対象に追加されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第2条の2第1項第1号、第2号、第3号及び第5号の改正【省令】
 - 運用通達3の2項【通達】

- 噴霧乾燥器を規制対象に追加
AG合意において、一定の仕様を満たす噴霧乾燥器が規制対象に追加されたため、新たに規制対象として追加する改正を行う。
 - 輸出令別表第一の3の2項（2）5の2の追加【政令】
 - 貨物等省令第2条の2第2項第5号の2の追加【省令】
 - 運用通達3の2項【通達】

ミサイル関係（４項関係）

- 無人航空機の部分品の解釈規定の精緻化
無人航空機の部分品に係る解釈規定の精緻化を行う。
 - 運用通達の４の項【通達】

- ターボジェットエンジン等に係る解釈規定の追加
MTCR合意において、ターボジェットエンジン等に係る規定が追加されたため、所要の改正を行う。
 - 運用通達の４の項【通達】

- ラジアル玉軸受の仕様に係る規定の精緻化
ラジアル玉軸受の規制対象範囲を定める仕様の規定について、古いJIS規格を引用していたため、新しいJIS規格に修正する改正を行う。
 - 貨物等省令第３条第６号の２の改正【省令】

- アルミニウム粉末・ジルコニウム等の合金の粉末・ほう素の仕様に係る規定の改正
MTCR合意において、アルミニウム粉末・ジルコニウム等の合金の粉末・ほう素の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第３条第７号の改正【省令】
 - 運用通達４の項【通達】

- 電気ケーブルのコネクタを規制対象に追加
MTCR合意において、発射台とロケット本体の間又は段間で使用される電気ケーブルのコネクタが規制対象に追加されたため、新たに規制対象として追加する改正を行う。
 - 貨物等省令第３条第１９号の改正【省令】

- 風洞に関する規定の改正
MTCR合意において、これまで規制対象としてきた「風洞」について、「風洞」を含む「空気力学試験装置」に規制対象範囲が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 輸出令別表第一の４の項（２４）の改正【政令】
 - 貨物等省令第３条第２５号の改正【省令】
 - 運用通達４の項【通達】

先端材料関連（5の項関係）

■ 拡散接合に係る解釈規定の改正

WA合意において、拡散接合の用語の定義に関する規定の変更があったため、所要の改正を行う。

- 運用通達5の項【通達】

材料加工関連（6の項関係）

■ 玉軸受又はころ軸受の仕様に係る規定の精緻化

玉軸受又はころ軸受の規制対象範囲を定める仕様の規定について、古いJIS規格を引用していたため、新しいJIS規格に修正する改正を行う。

- 貨物等省令第5条第1号の改正【省令】

■ 数値制御工作機械の仕様に係る規定の改正及び部分品の削除

WA合意において、数値制御工作機械の規制対象範囲を定める仕様の規定の変更及び部分品に係る規制が削除されたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第一の6の項（2）の改正【政令】
- 貨物等省令第5条第2号、第3号の改正【省令】
- 運用通達6の項、申告値通達【通達】

■ 材料加工技術の仕様に係る規定の改正

WA合意において、材料加工関係技術の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第18条第1項、第2項の改正【省令】
- 役務通達6の項【通達】

■ コーティング装置の仕様に係る規定の精緻化

WA規定が、貨物等省令において正確に反映されていなかったため、規定を精緻化する改正を行う。

- 貨物等省令第5条第7号の改正【省令】

■ 測定装置に係る解釈規定の追加

WA合意において、測定装置に係る解釈規定の追加がなされたため、所要の改正を行う。

- 運用通達6の項【通達】

エレクトロニクス関連（7の項関係）

■ フィールドプログラマブルデバイスの仕様に係る規定の改正

WA合意において、フィールドプログラマブルデバイスの規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第1号の変更【省令】
- 運用通達7の項【通達】

■ 電力増幅器の仕様に係る規定の改正

WA合意において、電力増幅器の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第2号の改正【省令】

■ 発信器等の仕様に係る規定の改正

WA合意において、発信器等の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第2号の改正【省令】

■ 周波数シンセサイザーを用いた組立品の仕様に係る規定の改正

WA合意において、周波数シンセサイザーを用いた組立品の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第2号の改正【省令】

■ 貨物等省令第6条第2号に規定されるマイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品等の仕様に係る解釈の改正

WA合意において、マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品等の仕様に係る解釈の変更があったため、所要の改正を行う。

- 運用通達7の項【通達】

- 無線周波数分析器の仕様に係る規定の改正
WA合意において、無線周波数分析器の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第12号の改正【省令】
 - 運用通達7の項【通達】

- 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器の仕様に係る規定の改正
WA合意において、周波数シンセサイザーを用いた信号発生器の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第13号の改正【省令】

- ネットワークアナライザーの仕様に係る規定の改正
WA合意において、ネットワークアナライザーの規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第14号の改正【省令】
 - 運用通達7の項【通達】

- マイクロ波用試験受信機の仕様に係る規定の改正
WA合意において、マイクロ波用試験受信機の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第15号の改正【省令】

- 半導体製造装置等の仕様に係る規定の改正
WA合意において、半導体製造装置等の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第17号の改正【省令】
 - 運用通達7の項【通達】

- レジストの仕様に係る規定の改正
WA合意において、レジストの規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第6条第19号の改正【省令】
 - 運用通達7の項【通達】

コンピュータ関連（８の項関係）

- 貨物等省令第７条第３号について、第８条第５の５号削除に伴う改正
 - 貨物等省令第７条第３号の改正【省令】

- 貨物等省令第７条第３号に規定されるデジタル電子計算機の仕様に係る解釈の精緻化

WA 合意を着実に履行するため、電子計算機の仕様に係る解釈規定の精緻化を行う。

 - 運用通達８の項【通達】

- コンピュータ関連技術の仕様に係る規定の改正

WA 合意において、コンピュータ関連技術の一部が規制から削除されたため、所要の改正を行う。

 - 貨物等省令第２０条第１項の改正【省令】
 - 役務通達８の項【通達】

通信関連（９の項関係）

- 無線通信傍受装置・通信妨害装置の作動を監視する装置等を規制対象に追加

WA 合意において、「無線通信傍受装置又はその部分品」に関する規定が「通信傍受装置又はその部分品」に関する規定に統合されたほか、無線通信傍受装置や通信妨害装置の作動を監視する装置とその部分品について新たに規制対象として追加されることになったため、所要の改正を行う。

 - 輸出令別表第一の９の項（５の３）、（６）の改正、（５の５）の削除【政令】
 - 貨物等省令第８条第１号、第５号の３の改正、第５号の５の削除、第２１条第１項の改正【省令】
 - 運用通達９の項【通達】

- 通信関連機器等の修理用の装置の削除に伴う規定の改正

WA 合意において、通信関連機器等の修理用の装置が規制から削除されたため、所要の改正を行う。

 - 輸出令別表第一の９の項（６）の改正【政令】
 - 貨物等省令第８条第６号、第７号の改正【省令】
 - 運用通達９の項【通達】

- 暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路の規制対象範囲を定める仕様に係る規定の改正
WA合意において、暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第8条第9号の改正【省令】
 - 運用通達9の項【通達】

- 貨物等省令第8条第11号に規定される秘密保護機能を有する情報通信システムの解釈の改正
WA合意において、秘密保護機能を有する情報通信システムに係る規定の変更があったため、所要の改正を行う。
 - 運用通達9の項【通達】

- 電力増幅器の技術の仕様に係る規定の改正
WA合意において、電力増幅器の技術の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第21条第3項の改正【省令】

- 貨物等省令第21条第1項第2号、第3号、第12号、第12号の2及び第16号の規定中の技術（プログラムを除く。）についての解釈の追加
WA合意において、第21条第1項関連の技術に係る解釈規定の追加があったため、所要の改正を行う。
 - 役務通達9の項【通達】

センサー・レーザー関連（10の項関係）

- 水中探知装置等の仕様に係る規定の改正
WA合意において、水中探知装置等の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第9条第1号の改正【省令】
 - 運用通達10の項【通達】

- レーザー発信器等の仕様に係る規定の改正
WA合意において、レーザー発信器等の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第9条第10号の改正【省令】
 - 運用通達10の項【通達】

- 光検出器等の仕様に係る規定の改正
WA合意において、光検出器等の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第9条第16号の改正【省令】

- 光学部品等の仕様に係る規定の改正
WA合意において、光学部品等の規制対象範囲を定める仕様の規定を精緻化するため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第22条第1項の改正【省令】

航法関連（11の項関係）

- 加速度計等の仕様に係る規定の改正
WA合意において、加速度計等の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第10条第1号の改正【省令】

- アビオニクス装置関連技術の仕様に係る規定の改正
WA合意において、アビオニクス装置関連技術の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第23条第3項の改正【省令】

- アクティブ飛行制御装置関連技術の仕様に係る規定の改正
WA合意において、アクティブ飛行制御装置関連技術の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第23条第3項の改正【省令】
 - 役務通達11の項【通達】

推進装置関連（13の項関係）

- 推進装置関連技術に係る規定の精緻化
WA合意を着実に履行するため、推進装置関連技術の規制対象範囲を定める仕様の規定を精緻化するため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第25条第1項の改正【省令】
- ガスタービンエンジン等の製造に必要な技術の仕様に係る規定の改正
WA合意において、ガスタービンエンジン等の製造に必要な技術の規制対象範囲を定める仕様の規定が変更されたため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第25条第3項の改正【省令】
 - 役務通達13の項【通達】

その他（14の項関係）

- 輸出令別表第一の14の項（11）、貨物等省令第13条第11項に規定される電子式の装置の解釈の追加
WA合意を着実に履行するため、貨物等省令第13条第11項に規定される電子式の装置の解釈を追加する。
 - 運用通達14の項【通達】
- 爆発物探知識別装置の技術の仕様に係る規定の追加
WA合意を着実に履行するため、爆発物探知識別装置に関する技術の規制対象範囲を定める仕様の規定を精緻化するため、所要の改正を行う。
 - 貨物等省令第26条第3号の改正【省令】

機微品目関連（15の項関係）

- IED妨害装置に附属する装置について、規制対象に追加
WA合意において、IED妨害装置に附属する装置が、新たに規制対象に追加されたため、所要の改正を行う。
 - 輸出令別表第一の15の項（4の2）の改正【政令】
 - 貨物等省令第14条第5号の2の改正【省令】

- 輸出令別表第一の15の項(2)、貨物等省令第14条第2号に規定される導電性高分子の解釈の追加
WA 合意において、導電性高分子の解釈規定が、新たに追加されたため、所要の改正を行う。
 - 運用通達15の項【通達】

- 貨物等省令第14条第2号に規定される電波の吸収材の仕様に係る解釈の追加
WA 合意において、電波の吸収材の解釈規定が、新たに追加されたため、所要の改正を行う。
 - 運用通達15の項【通達】

複数の項にまたがるもの

- 貨物又はプログラムの必要最小限のオブジェクトコードに係る規制除外規定の新設
WA 合意において、“General Software Note”として、輸出がオーソライズされた品目（貨物及びプログラム）の据付、操作、保守、修理のための必要最小限のオブジェクトコードのプログラムについては、規制から除外することとなったため、所要の改正を行う。
 - 貿易外省令第9条第2項第14号

- 暗号関連の国際標準策定に必要な役務提供に係る規制除外規定の新設
暗号関連の国際標準化活動に係る役務提供について、各国の運用上、規制から除外していることから、所要の改正を行う。
 - 貿易外省令第9条第2項第16号

その他

- 貨物等省令別表第二の改正
別表第二はWA加盟国を列挙している表であるところ、メキシコのWA加盟国が承認されたため、同国を追加する改正を行う。

- 貨物等省令別表第三の改正
WA規定に記載されている文言が一部訳出されていなかったため、規定の精緻化を行う。

(2) 通常兵器に係るキャッチオール規制の改正

キャッチオール規制については、次のような2種類の規制制度を設け、運用してきております。

- ① 大量破壊兵器キャッチオール規制：リスト規制品（輸出令別表第一の1の項～15の項）以外の貨物・技術であっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
- ② 通常兵器キャッチオール規制：リスト規制品（輸出令別表第一の1の項～15の項）以外の貨物・技術であっても、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

| 仕向地 ² | 対象 | | |
|-------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------------|
| | 別表第一16(1)の項 (34品目) | 別表第一16(2)の項 (全品目 ³) | |
| 国連武器禁輸国 | ① | 用途・需要者要件 インフォーム要件 | 用途・需要者要件 インフォーム要件 |
| | ② | 用途要件 インフォーム要件 | 用途要件 インフォーム要件 |
| その他の国・ 地域（一般国） | ① | 用途・需要者要件 インフォーム要件 | 用途・需要者要件 インフォーム要件 |
| | ② | インフォーム要件 | （インフォーム要件） |

現行の通常兵器に係るキャッチオール規制では、輸出者への過剰な負担を回避し、必要最小限の規制とするため、一般国向けの輸出の場合、16の項(1)記載の34品目に限定したインフォーム要件のみで実施してきましたが、この34品目以外の品目においても通常兵器の開発等に用いられるおそれが高い案件が発生してきております。

以上の点を含め、昨今の安全保障を巡る国際情勢、我が国及び国際平和の維持を踏まえ、34品目以外の品目についてもインフォームの対象とすべく今回改正するものです。

なお、用途要件の確認については、従来通り国連武器禁輸国を仕向け地とする場合にのみ必要となります。

² ホワイト国（輸出令別表第3に掲げる国）は除く。

³ ただし、食品・木材等を除く。

■ 通常兵器キャッチオール規制関連の改正対象政省令

- 輸出令第4条第3号、第4号の改正
- 輸出令別表第1の16項の改正
- 外為令別表の16項の改正
- 貨物等省令第14条の2の削除、第28条の改正
- 貿易外省令の改正
- 核兵器等開発等省令の改正
- 通常兵器開発等省令の改正
- 核兵器等開発等告示
- 通常兵器開発等告示
- 文書等告示
- キャッチオール規制通達の改正 等

※その他、技術的な観点から所要の改正を行う。